

運転免許証を自主返納された方は

イエローバスを半額で利用できます

平成28年4月1日スタート

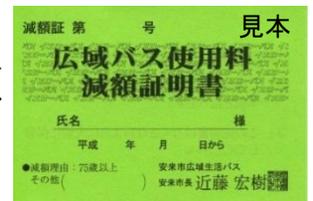
お手続き

①安来警察署または運転免許センター（松江市）で運転免許証の自主返納の手続きをされると、「申請による運転免許の取消通知書」がその場で交付されます。



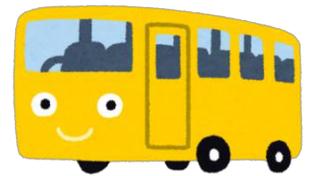
・運転免許証の自主返納の手続き方法については、安来警察署にお問い合わせください。

②「申請による運転免許の取消通知書」を持って安来市役所 地域振興課にて手続きをしていただくと、イエローバスの減額証明書をお渡しします。



・「申請による運転免許の取消通知書」が免許証を自主返納された証明になります。紛失されないようご注意ください。
・地域振興課のほか、広瀬地域センター、伯太地域センター、安来駅観光交流プラザ、広瀬バスターミナルでも減額証明書をつくることができます。

③イエローバスの降車時、運転士に減額証明書を提示して、半額の100円を支払います。



・広瀬＝米子線（清水経由を除く）で、島田停留所以西から乗車し米子市内で降車した場合、または米子市内で乗車し島田停留所以西で降車した場合には、100円のほか米子市乗り入れ料金として80円を加算します。

よくある質問

Q. 手続きをするのに手数料がかかりますか？

A. 上の①・②とも手数料はかかりません。

ただし、①において、運転経歴を証明する「運転経歴証明書」の交付を希望するときは手数料がかかります。詳しくは、安来警察署にお問い合わせください。



Q. 既にイエローバスの減額証明書を持っていますが？

A. 障がい者手帳をお持ちの方、満75歳以上の方などで、既に減額証明書をお持ちの方が、免許証を自主返納された場合、二重の減額は行いませんのでご了承ください。

【お問い合わせ】 安来市地域振興課 ☎23-3069